

山口県報

平成27年
12月15日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 農用地利用配分計画の認可(農業振興課).....一
 - 指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課).....二
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....二
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....三
 - 公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....三
- 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
 - 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課).....五
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....五
 - 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(畑能庄換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....五
 - 公共測量の実施(監理課).....六
- 雑報
 - 県報の正誤(平成十八年三月十七日山口県公告(一五一)).....六

山口県告示第四百四十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。



農用地利用配分計画の概要

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	
		所 在	面積 (平方メートル)
農事組合法人松屋	下関市工領開作一四四	下関市松屋上町二丁目一六九二ほか三六一筆	八二六、五七六
農事組合法人吉見ファーム	大字吉見下二〇四六の五	大字吉見下字下の原一五二のほか一六四筆	四〇五、八〇三
藤田 興二	豊田町大字中村六七〇	豊田町大字中村字安光六六三のほか一筆	三、六六九
野田 昌彦	山口市阿東地福上一六三	山口市阿東地福上字伊領二四八の五ほか五筆	一〇、八二二
株式会社仁保農産	仁保上郷一六	仁保下郷字河内筆三五五のほか一筆	三、一六三
農事組合法人HN紫福	萩市大字紫福三三三四	萩市大字紫福字井字ノ元三一三三ほか九六筆	一七八、九〇五
農事組合法人京場	の〇 七二八四	七二五八の一ほか一四筆	二五四、六一〇
農事組合法人日の出	大字上小川東分四二二	大字上小川東分字立野下五九三	三、〇九五
農事組合法人下津領	防府市大字台道五六四二	防府市大字台道字五反田一〇一ほか一筆	三五、一四〇
粟屋 文	山口市宮野上二四五〇の六	大字上右田字木船一八三八の一	一、六四八
石田 愛子	防府市大字上右田一〇六八の五	山ノ口一四四五ほか三筆	六、七八〇
増原 憲治	光市上島田三丁目一番二四号	光市大字東荷字正行二二六二ほか五筆	一一、三八五
農事組合法人ほんごうファーム	美祿市秋芳町岩永本郷一〇一二	美祿市秋芳町岩永本郷字永明寺一六五〇のほか二九二筆	二九七、五二一
農事組合法人嘉万の里	秋芳町嘉万四三七八の一四	秋芳町嘉万字下河原四〇二〇ほか一四筆	三一、六一八
農事組合法人ねこれ	伊佐町堀越三二八一の一	伊佐町堀越字小ノ名三二四四ほか五三筆	七九、六四八
農事組合法人赤郷	美東町赤五二六	美東町赤字土橋一一二〇	三、五三九

有限会社美緑	五〇	二八五	田三七八の一 字五反 五	一〇一、九八三
堀田 健二	九〇	美東町長田六一	美東町長田字と ふとふ 一三二の一ほか 四九筆	六五、九六一
農事組合法人みらい向 の里	七〇	周南市大字大向二三四 七の一	周南市大字大向字ヤサ ガセ一五五の一ほか 六七筆	九三、六二五
山中 正教	二四〇	政所二丁目一番	大字四熊字原田 一〇一六の一ほか一筆	四、七四〇
農事組合法人シーサイ ドファーム	七〇	山陽小野田市大字郡四 九	山陽小野田市大字郡字 沖一ノ一 四七七五ほか 一六筆	二五、三三二

二 認可年月日
平成二十七年十二月七日

山口県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 宇部市大字東吉部字合尻四五〇の三
 - 長門市深川湯本字鋳者師防三四〇、字無垢路子三四三、字三ノ瀬三四三の二、三四三の三、字三ノ瀬障子ヶ岳三四九、字三ノ瀬中ノ岳三五〇、字戸石場八九三、一五八〇から一五八四まで、依山字土対二〇二七、二〇二八、二〇三二、二〇三三、字戸対二二一八の四、四二六八の二、四二七〇、四二八四、四二八五、字塩合二二一八の九、二二一八の三、二二一八の三四、二二一八の六〇、二二一八の六一、二二一八の七五、二二一八の七六、二二一八の九一、字今八幡三四四八の二、三四四八の三、三四四八の五、三四四八の九から三四四八の一まで、三四四八の一三、三四四八の一七、三四四八の二九、三四四八の二一、三四四八の二三から三四四八の二九まで、三四四八の三三、三四四九から三五二五まで
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 宇部市大字棚井字下切閉一七、字上切閉一三三、一三三、字東切塞八八六の一、大字吉見字平栗三三四の一・三三四の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字小野字品地六一六、六一八の一、六一九の一
 - 長門市仙崎字迫六七九の一、六八〇、六八一、字花津浦七三三の四
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 宇部市大字小野字品地六一八の一・六一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路 線 名 一八七号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市錦町大野字八舛時二二九三の 一地从先から 同市錦町大野字八舛時二二九一の 地先まで	新	最狭 一〇・六・八	一三五・四	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 一〇・七・四	一七五・〇	
岩国市錦町大野字九郎ヶ谷二二〇一 の四地先から 同市錦町大野字京橋一九四の三地 先まで	新	最狭 一七・八・二	一三五・四	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 一〇・七・四	一七五・〇	

道路の種類 一般国道
路 線 名 四三七号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
大島郡周防大島町大字棕野字西ノ原 第一二一五七の一地先から 同郡 同町大字東三浦字若宮一〇一 一三の三地先まで	新	最狭 八二・六〇	九八四・〇	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 四八・八〇	九八四・〇	

山口県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一八七国道	岩国市錦町大野字八舛時二二九三の一地先から 同市錦町大野字八舛時二二九一の一地先まで 岩国市錦町大野字九郎ヶ谷二二〇一の四地先から 同市錦町大野字京橋一九四の三地先まで	平成二十七年十二 月十六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
四三七国道	大島郡周防大島町大字棕野字西ノ原第一二一五七の一地先から 同郡 同町大字東三浦字若宮一〇一三の三地先まで	平成二十七年十二 月十六日

山口県告示第四百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十七年十二月十五日から平成二十八年一月十二日までの間、山口県土木建築部港湾課、下関土木建築事務所及び下関市農林水産振興部水産課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 埋立区域
 - (一) 位置
 - 下関市彦島西山町四丁目三八三六の一四から同町四四一五に至る土地の地先公有水面
 - (二) 区域
 - 次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成二十七年春

分の満潮位(D.L. +1.34メートル)における公有水面と陸地との境界線、
3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十六年三月二日付け指令港湾第二九一号でしゅん
功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +1.70メートル)及び4
の地点と1の地点を結ぶ昭和三十七年二月十九日付け指令港湾第一一六〇号でしゅ
ん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +2.10メートル)に囲
まれた区域

- (一) 地点 下関市彦島西山町二丁目目の西山四等三角点(北緯三三度五六分四〇・五
一九秒東経一三〇度五三分三七・五〇二秒)(以下「基準点」という。
から二九一度四七分四二秒一、三五一・八一メートルの地点
- 2の地点 1の地点から四〇度四六分〇五秒三〇〇・一四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三〇度四二分五三秒一五・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二二〇度四六分〇五秒二九五・八六メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

下関市彦島西山町四丁目三八三六の一四、三八三六の二〇、四四一五及び四四二
三内地並びに同町三八三六の一四から同町四四二三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ
線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二九一度〇四分五三秒一、三三六・七七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三三〇度四八分一〇秒一六五・五九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から四〇度四八分一〇秒三二四・四八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三〇度四八分一〇秒一六五・五九メートルの地点

(三) 面積

五二、〇七六・六五平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

出願人

山口市滝町一番一号

山口市

山口市知事 村岡 嗣政

五 出願の年月日

平成二十七年十二月一日



(三六〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年一
月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口市局において公衆の
縦覧に供します。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 虹

代 表 者 の 氏 名 松井 康博

主たる事務所の所在地 山口市後河原二三番地の三

三 定款に記載された目的

子供から高齢者までの全ての人々に対して、生活支援等に関する事業を行い、豊か
で充実した社会づくりに寄与すること。

(三六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の
とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画
書及び活動予算書は、平成二十八年一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課
及び山口市山口市局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人コミュニティ友志会
代 表 者 の 氏 名 松永 朋子
主たる事務所の所在地 防府市石が口一丁目八番八号

(三六二) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十七年十二月十五日
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンリブ東駅
所在地 下関市羽山町三番二〇号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
八、五四八平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十七年十一月三十日

(三六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月三十日山口県公告(一九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十二月十五日から平成二十八年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス光店
所在地 光市大字浅江一三五三

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三六四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月三十日山口県公告(一九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十二月十五日から平成二十八年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月十五日
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス柳井店
所在地 柳井市南町五丁目三番一〇号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三六五) 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(畑能庄換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る畑能庄換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十二月十五日
山口県知事 村岡 嗣政

縦覧に供する書類

県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(畑能庄換地区)換地計画書(写)

- 二 縦覧の期間
平成二十七年十二月十六日から平成二十八年一月四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(三六六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(都市計画図更新)
- 二 作業の地域
山口市
- 三 作業の期間
平成二十七年十一月十九日から平成二十八年三月二十五日まで



正 誤

平成十八年三月十七日山口県公告(一五二)(大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出)

ページ	段	箇所	誤	正
一六	下	表中	有限会社フ。ロ。ー。リス。ト。タナカ	有限会社フ。ラ。ワ。ー。チ。エ。ー。ン。タナカ
一七	上	〃	有限会社フ。ロ。ー。リス。ト。タナカ	有限会社フ。ラ。ワ。ー。チ。エ。ー。ン。タナカ

平成二十七年十二月十五日印刷
平成二十七年十二月十五日発行

発行人所

山口県知事